基本的

### 国 $\mathcal{O}$ 出 国 **(**) 自由

和二九年 裁昭和三二年 - あ第三 \_\_ Л \_ 月二五日 九号出 入国管理令違反関税法 大法廷判決

昭

反被告事件)

\_ 巻 四号三三七

# 〈事実の

I 総論

とも法 と主張した。いのであり、ことが保障する にを 違反制限 すす

移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない」と規定しており、ここにいう外国移住の自由は、その権利の性質上外国人に限って保障しないという理由はない。次に、出入国管理令二五条一項は、本邦外の地域におもむく意図をもって出国しようとする外国人は、その権利の性質上外国国と定め、同二項において、入国審査官からする出入国港に設印を受けなければならないと定め、同二項において、前項の外国人は、旅券に出国の証印を受けなければならないと定め、同二項において、前項の外国をもって出国の公正な管理を法律上制限するものではならないと規定している。右は、出国の公正な管理を行うという目的を達成国の公正な管理を行うという目的を達成国の公正な管理を行うという目的を達成する公共の福祉のため設けられたものでする公共の福祉のため設けられたものであり、事を公共の福祉のため設けられたものではならないと規定している。右は、出国の公正な管理を行うという目的を達成国の公正な管理を行うという目的を達成国の公正な管理を行うという目的を達成というという目的を達成といる。

るる

にの二自

憲法二二条二十の外国移住の自力 項由

に在留する外国人の法的地位 (権利保障)の判断を示した。私見としては、わが国の判断を示した。私見としては、わが国自由もその「権利の性質」上憲法二二条自出をの「権利の性質」上憲法二二条本件最高裁多数意見は外国人の出国の 国と条の

である」と判示した。

- この多数意見に対し、小谷裁判官は「憲法二二条二項は、直接外国人の国外国へ移住の自由を保障した規定と考える」のみを対象とした規定と考える」であるべきであることは、右憲法……同条同の外国へ移住することは、右憲法……同条同の外国へ移住すると同様の保障はわが国民と解する。憲法第二章の所謂権利宣言は、その表題の示すとおり国民の権利自由を保障するのが原則であって、外国人には適用がないものと解する。憲法第二章の所謂権利宣言とは、その表題の示すとおり国民の権利自由を保障するのが原則であって、外国人には適用がないものと解する。とは憲法九八条二項に照し明らかではないが、憲法二二条二項の帰国の保障を与えておるものと解すべきであると考える」と述べ、また、河村・下飯坂裁判官は「憲法二二条二項は外国人には適用がないものと解する。とは憲法九八条二項に照し明らかではないが、憲法二二条二項の『何人も』の中には外国人を含まないものと解すべきであると考える」と述をすることは考えられない」「要するに対し国政上不当ないからと謂る。従って、外国人に対し国政上不当ないからと謂る。従って、外国人には適用がないからと謂る。従って、外国人に対し国政上不当ないからと謂る。だって、外国人に対し国政上不当ないからと謂を持入に対しての意見を述べる。

の問題と外国人の出入国の自由の問題と外国人の出入国の自由の問題と外国人の出入国の自由の問題と外国人の出入国の憲法上の論談を整理しておく必要がある。

一 たいて明文の規定をおいている例もあるが、行タリア共和国憲法一〇条、コスタリカ憲法では平等がある。

一 大を設けていない。日本国憲法の一次を意味している例もあるが、治力には明記と第三章と外国人の人権を意味してニュアンスの規定をおいている例もあるが、を意味し、外国人に対しても適用されないとすれば、外国人の人権の享有主体が日本国民の権利及び義務」という表別に対しても適用されないとは第三章の保護を受くる権利をが対しては適用されないとすれば、外国人の人権の享有主体が日本国民の権利及で義務」という表別と前人に対してもできるだけ公平に取り扱うあるが、憲法第三章の規定をおいた。論者によっなとは第三章で保障されるいとが表別して対してもであるとする。大別して対してもであるとする。大別して対してもであるとする。大別してもであるとする。大別して対してもであるとする。大別してもできるだけ公平に取り扱うの規定する。大別してもできるだけ公平に取り扱うの規定するをではなく、外国人の人権はは対してもできるだけ公平に取り扱うの規定するとする。大別して消極を整理しいと説く(佐々木惣一・改訂日本国憲法四十〇頁)。

「はなる保障を認めようとする説である。法による保障を認めようとは第三章の規定するを整理という表題を掲げてあるとする。大別して対してもの規定するとする。大別して対してもできるだけ公平に取り扱うの規定する。

「はなる保障を認めようとする説である。法に対し積極説は可能なかぎり憲法という対している。

「は次元が異なる性質のものと考えられるの問題と

I 総論

れ・一〇民集一二巻一三号一九六九頁-本書 1川事件の田中『下飯坂裁判官の補足意見)。 これら三説とも日本国民の出国・帰国の 自由が憲法によって保障される権利であるとの差異については、一項の「公共の福祉」により制約されると解すれば、 をの差異については、一項の「公共の福祉」により制約されるとのが、国民の出国との当由は無制限ではなく一般的に「公 をの、最大判昭和三二・六・一九刑集一一巻六 多の自由裁量によって保障される権利である。(最大判昭和三二・六・一九刑集一一の出入国の自由はなく、国際慣習法上入国の自由 なく、国際慣習法上入国の自由 なく、国際慣習法上入国の自由 なく、国際慣習法上入国の自由 なく、国際慣習法上入国の自由 なく、国際慣習法上入国の自由 なく、国際慣習法上入国の自由 なく、国際慣習法上入国の自由 なく、国際慣習法上入目の自由 なく、国際慣習法上入目の自由 なく、国際情習法とよって保障されると解すれば を かれるとした。したがって外国人はとり説 が知人の出国の自由については、学説・判 別の規定から「権利の性質 見は外国人の出国の自由についてはどのよ うに考えるべきであるとうれないと解すれば、日本 との出国とはそもそもその性質が本 が加入の出国の自由についてはどのよ うにより、の出国の自由についてはどのよ うに考えるべきであるとすれば、日本 関として扱うのは妥当でないと思われば、日本 関として扱うのは妥当でないと思われば、日本 は いと明 が から、文理解釈 を かれるとしてい る (最大判昭和三三・ ・ 本件多数を かれている。 と解 されるとした。しかし日本国民の出国と解 されるとした。したがって外国人は当該 を かれている。 を かれているとのでは ないと解 されるとした。したがって外国人は当該 されるとした。したがって外国人は当該 を かれるとしている。 と解 されるとした。したがって外国人は当該 を かれるとしている。 と解 されるとした。したがって外国人は当該 の により保障 で かと思われば、日本 日本 国に、 は いと思われ は 「すべ

この大の出国に帰る権利を有する」(一三条)と述べ、また国際人権規約(一九六年。市民的及び政治的権利と関する」(一三条)と述べ、また国際人権規約(一九六年。市民的及び政治的権利と関する」(一三条)と述べ、また国際人権規約(一九六年。市民的及び政治的権利に関する国際規治、対国人の出国に戻る権利」(一二条)を規定とて、を変照)の出国の自由は日本国民と同様に、現行法二五条の二参照)という目的を達成する公共の福祉のため設けられると解するのが妥当である。にだし、外国人といえども無制限に出国が認められると解するのが妥当である。にだし、外国人といえども無力である。にだし、外国人といえども無力である。にだし、外国人といえども無力である。にだし、外国人といえども無力である。にだし、外国人の出国の自由は日本国民と同様に、東行法二五条の二参照)や逃亡犯罪人引渡法二条参照)の出国の自由が制限されるととは、東行法二五条の二参照)や逃亡犯罪人引渡法二条が外国人の出国の自由が制限されるととは、東行法二五条の二参照)や逃亡犯罪人引渡法二条参照)の出国の自由が制限されると関係である。にだし、外国人の出国を指示さい、出入国管理制度の目的を達成するとは、東行法に対し日本国民と同様の罰額は同期として外国人の出国を指示できない、出入国管理制度の目的を達成するに対しては疑問なした。

本文中に引用するもののほか本文中に引用するもののほか 芦部信喜・憲法学Ⅱ人権総論の なかのしようじ なかのしようじ 一芦部編・

(有斐閣)

教 愛知学院大学)

5 外国人の出国の自由

3

6

### 外国 人 の再入 ク国

[の権利

森川

・サリ

ン事件

最高裁平成四年一一月一六日第一小法廷判決 キャ

消及び国家賠償請求事件) (平成元年行ツ第二号法務大臣の再入国不許 可処分取

(集民一六六号五七五頁)

トン・クノルドは、一九七三年九月に、日 大本に入国し、その後、日本人と婚姻し 大本に入国し、その後、日本人と婚姻して、わが国に居住する。彼女は、その制度が人を 間の「品位を傷つける」(自由権規約七条) との立場から、「一種の良心的法義務拒否行為」(阪本昌成「本件第一審判批」法教七石川純・昭和五九・六・一四判時一一二五号九六頁、昭和五九・六・一四判時一一二五号九六頁、昭和五九・六・一四判時一十二五号九六頁、昭和五九・六・一四判時一十二五号九六頁、古川純・昭和五九・六・四判決をうけた(横浜地判で、韓国に旅行する計画をたて、再入で、 は、前記指紋押なつ拒否を理由として、 は、前記指紋押なつ拒否を理由として、 されを不許可とした。このため、彼女は、前記指紋押なつ拒否を は、前記指紋押なつを下ろ、法務大臣 は、前記指紋押なつ担否を理由として、 は、前記指紋押なつをところ、法務大臣 がは、前記指紋押なつをところ、法務大臣 は、前記指紋押なつ担否を理由として、 は、前記指紋押なつをところ、法務大臣 は、前記指紋押なつをところ、法務大臣 て、っぱれている。本に入国し、で、カレン・クノルドは、一九といったの人がである森川キーン・クリカ国民である森川キーでメリカ国民である森川キーでメリカ国民である森川キーの根要〉 下、 以後、 一 人 わが 図

別冊ジュリスト

が、上告した。 求を棄却した。これに対して、控訴行政処分の行われた時であるとして、 控訴

### 쇢 旨〉

## 上告棄却。

| 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 1493 | 14

一本判決は、在留外国人の再入国のものにすぎないが)を全面的に是認する法理決である。再入国の自由を争った北裁判決である。再入国の自由を争った北裁判決である。再入国の自由を争った北裁判決である。再入国の自由を争った北裁判決である。再入国の自由を争った北裁判決である。再入国の自由を争った北裁判決である。再入国の自由を争った北裁判決でおる。其常に簡単であるにもかかわらず、第二審判決は、非常に簡単であるにもかかわらず、第二審判決は、非常に簡単であるにもかかわらず、第二審判決は、在留外国人の再入国のものにすぎないが)を全面的に是認する。

人請 ことにより、内容的には、定住外国人とは、内容的には、定住外国人とに再入国拒否処分を合法と認定したことに再入国拒否処分を合法と認定したことにおり、外国人の人権保障に関して著しくはり、外国人の人権保障に関して著しく 学説だけでなく、 例えば、

四前

(入管法二六条)場合である再入国を、新する意図をもって出国しようとする」 は別間の満了の日以前に本邦に再び入国留期間の満了の日以前に本邦に再び入国 一巻六号一六六三頁、有倉遠吉・本百選〈第一巻六号一六六三頁、有倉遠吉・本百選〈第

対立図式で問題を考えず、その実態に即対立図式で問題を考えず、その実態に即対立図式で問題を考えようとする。在留外して、具体的に考えようとする。在留外国人にも、その生活形態によって、永住区別し、それぞれの法的地位を考える必要がある(大沼・後掲論文二七九頁)。

I 総

論

対入国と同一視することはできない。と
 りわけ、生活の本拠を、わが国に有する
 外国人、例えば、本件の上告人のような、大も子どもも有する場合、その再入国は「生活の本拠地たる日本への帰国」として、わが国民の一時的海外旅行
 と異ならない。逆に言えば、このようなと異ならない。逆に言えば、このようなと異ならない。逆に言えば、このようなと異ならない。逆に言えば、このようなに前にないで、大きでに九年と異ならない。逆に言えば、この上告人のようなと、おう。
 は、は、本件の上告人のようなと、おう。
 は、は、まに、まないとはできない。と
 は、まいまに、よう。

三 本判決は、法務大臣の裁量性の幅について、外国人の在留期間の延長許可について、外国人の在留期間の延長許可について、外国人の在留期間の延長許可について、外国人の在留期間の延長許可に対しては、「一時代前の『外国人は決に対しては、「一時代前の『外国人は決に対しては、「一時代前の『外国人は決に対しては、「一時代前の『外国人は流て食うも焼いて食うも勝手』式の発想を引用し、それから、一五年近くもへて、なおこのそれから、一五年近くもへて、なおこのそれから、一五年近くもへて、なおこのそれから、一五年近くもので、なおこのもうる(山下威士・人権の憲法判例の動向については、せる(なお、わが国の動向については、社上が、を場合に終れ、 と 後期歌へ 14月里 という文言を、「国籍国」に限たの「自国」という文言を、「国籍国」に限定せず、「定住国」と発表的のを、当該条約の制定過程から根拠づけるを、当該条約の制定過程から根拠づけるを、当該条約の制定過程から根拠づけるを、当該条約の制定過程から根拠づけるを、当該条約の制定過程から根拠づけるを、当該条約の制定過程から根拠づけるを、当該条約をはじめとする、わが国が承認した人権保障条約は、原則として国内独した人権保障条約は、原則として国内独としての裁判規範性を有している。本判決が是認する第二審判決も、自由権規約の一種保障条約に、これらの人権保障条約に、原則として、必ず考慮されねばならない(山下威士・女子・ず考慮されねばならない(山下威士・女子・ガラ底を条約注解三三五頁)。

永住者の居住国に帰る権利」の保障であるべきは、一九八八年に国連差別防止を含むいずれの国からも離れ、自国に帰るすべての者の権利における自由と非差るすべての者の権利における自由と非差の大人年に国連差別防止・

号三四頁、同「出国・帰国の権利」法セ四三一住外国人の居住国に帰る権利」法時六二巻七る(岡本雅享「『出国・帰国の権利宣言』と定

五本件処分の契機となった指紋押なつ制度が、人間の尊厳を侵し、人間としつ制度が、人間の尊厳を侵し、人間としつ制度が、人間の再生に向けて」埼玉大学紀要(総合り合いの再生に向けて」埼玉大学紀要(総合についても、そのものが全面的に廃止された(施行令の改正をまって、二〇〇年四月一日より、大ですら、このような違反をもって再入展開にもかかわらず、本判決が、第二審判決ですら、このような違反をもって再入を開展がある。 「問題であろう。ましてや、処分時主義がかわらず、人権擁護の役割をもつ最高裁がかわらず、人権擁護の役割をもつ最高裁がかわらず、本判決が、第二審判しながらも、「処分時主義」という訴訟しながらも、「処分時主義」という訴訟が、この点にまったく触れていないのはが、この点にまったく触れていないのはが、この点にまったく触れていないのはが、この点にまったく触れていないのはが、この点にまったく触れていないのはが、この点にまったく触れていないのはが、この点にまったく触れていないのはが、この点にまったく触れていないのはが、この点にまったく触れていないのはが、この点にまったくかが、第二審判断の基準時」行政法の争点(新書・大権侵害を教済するために、判決時主義(事実審の口頭弁論終結時)

## 〈参考文献〉

大沼保昭「外国人の人権」論再構成の試み」法協
下周年記念論文集二巻三六一頁
同周年記念論文集二巻三六一頁
利二〇九頁
利二〇九頁

日三七頁(アルトマン教授事件)
□号三七頁(アルトマン教授事件)
□号三七頁(アルトマン教授事件)
□号三七頁・二一八号六五頁
□号三七頁・二一八号六五頁

教潟大学)

沼・後掲論文三七六頁)である。最近の学り、厳格な司法審査に服すべきもの」(大り、少なくとも長期滞在外国人についてり、少なくとも長期滞在外国人についてちを主義が、法原則として確立されてお等主義が、法原則として確立されており、厳格な司法審査に別して所外人平現在では、人権享有について内外人平

9 外国人の再入国の権利

日比野・後掲論文参照)。

### 5 総 論

国 **(7)** 地方参政権

(民集四九巻二号六三九頁、判時一五二する異議の申出却下決定取消請求事件)(平成五年行ツ第一六三号選挙人名簿不 最高裁平成七年 (一六三号選挙人名簿不登録処]月二八日第三小法廷判決 分

12

対

判時一五二三号四 九

本に生活の本拠をおいている永住資格を本に生活の本拠をおいている永住資格を有する在日韓国人である。原告らは、自有する在日韓国人である。原告らは、自有する在日韓国人である。原告らは、自有する在日韓国人である。原告らは、自有する在日韓国人である。原告らは、自力を表述上保障されているとして、一九九〇年、居住地の各選挙管理委員会により参政権を保障されているとして、一九九〇のでこの却下決定の取消しを求めてとな、「日本国籍を有する者」に限られるので、定住外国人には公務員の選定・を提起した(公職選挙法二五条の名簿訴訟)。を提起した(公職選挙法二五条の名簿訴訟)。とは、「日本国籍を有する者」に限られるので、定住外国人には公務員の選定・正より参政権を保障されている「国民」とは、「日本国籍を有する者」に限られるので、定住外国人には公務員の選定・正よりのでは、日本国籍を有する地方選挙権は、日本国籍を有しない。して請求を選却した。

「国(専属管轄を有する地方裁判所の判決に三項(専属管轄を有する地方裁判所の判決に三項、「別別の判決に対するとはできない、として請求を棄却した。

別冊ジュリスト

I 総論

I 総論

に基づいて最高裁に上告した。最高裁判所に上告することができる) の 規定

日本国民主権の原理に基づき、公務員を意味するとは、地方公共団体の区域の相当である。」
「主要では、国民主権の原理に基づき、公務員を定による作用の保障が我が国のにほかな国民主権の原理に基づき、公務員を定による権利の保障は、我が国内をは、国民主権の原理に基づき、公務員を選定である。とは、田本国民が、地方公共団体が国内にほかな対しても及ぶものと解するとは、日本国民すなわち我が国の国籍を有することを表明した。

「前記の国民主権の原理に基づき、公務員でに基づく憲法一五条一項の規定に照らせば、憲法の右規である。」
「白民」とは、地方公共団体が我が国のを解するのがの子ある。」
「住民」とは、地方公共団体の政を合めと解するのがの子ある。」
「住民」とは、地方公共団体の政政をは、権利を保障に基づく憲法一五条一項の規定の規定の趣旨にたる権利を保障に表づく憲法一五条一項の規定のが当ると解するとのがの子が表し、右規定の方式を成するのが、一方公共団体が我が国のを解するととある。」
「住民」とは、地方公共団体の区域のである。」
「住民」とは、地方公共団体の区域のである。」
「住民」とは、地方公共団体の区域のに、一方公共団体の区域のが表述のが表述が国のに、一方公共団体の区域のに、一方公共団体の区域のに、一方公共団体の区域のに、一方公共団体の区域のに、一方公共団体の区域のに、一方公共団体の区域のは、一方公共団体の区域のに、一方公共団体の区域のである。

`条**一** |||者の被選挙権は |||項、地方選挙を ||国政選挙権にの に権つ つにい いつて ていてはて公 同は職 一同選

は住む住民であるのか、国家の政治的意 としての国民か、それとも国家の政治的意 に住む住民であるのか、国家の政治的意 としての国民か、それとも国家の政治的意 に住む住民である。が、ということである。 があるという点にこそ(国民主権の国民か、ということを は同様に考えるべきでよる、当該国家権有者」 を設ける構想に、日本の長高決定者である。外国人のとを構成し当該国家権力に服属するふつ。 「デュズンシップ」(永住市民権の最高決定者である。外国人でも一定のする、永住者に表述、国民主権原理の国民は国籍保有者」を で、「国民」と「外国人」の中間に「永住市民権」を設ける構想に、日本の「特別永住者」を統合する未来志向の最高決定者である。。外国人の選挙権・被選挙権を区別する理由もない。の参政権:デュズンシップ」(永住市民権)の機由・後掲四八頁)。「当該国家の領土内にて、「国民」と「外国人」の中間に「永住市民権」の相談にもすぐれたアプローチである。古川・後掲論文、近藤敦・外国人の選挙権・被選挙権を与えるで、それぞも一定の選挙権・被選挙権を与えるで、それぞの職力の選挙権・被選挙権を対の表に、日本の「特別永住者」と「から、大田、の時間に「永住市民権」の相談・大田、の時間に「永住市民権」の相談・大田、のの表述を与えるで、それぞれ論者の企業が問われる問題である。とことは立法との内実を豊かにすることはないという理がが要請といる。のから、大田、のののである。が対しているのである。とことが可能である。とことはないという理解によるととする。 を豊かにすることはが明かれたアプロールを明がである。とことを目ざしているの、当該を与えるである。 を豊かにすることはない。日本社会の民主を豊かにすることになる。 を豊かにすることはない。日本社会の民主をもの人が、日本社会の民主を持続の民主をが可能である。 を豊かにすることはないという理解にする。

外国人の参政権付与に道を開いた(許容 神)決は被選挙権を否定するものとなっている。本 選挙権を否定するものとなっている。本 理学権を否定するものとなっている。本 明が行われるわけではないという前提に立って が生じはとない方と有当者を保育しないか」「地方自治の権上げによって国の が生じはないか」「地方自治の積上げによって国の であるが、なぜ外国人には地方選挙権を認めることは(とくに が生じはしないか」「地方自治の積上げによって も、「たとえ地方レヴェルであった。 であるに国民主権との関係について言及し でおりる住民自治」と「国民主権」を別個 のが生じはいるのであるが、なぜ外国人には地方 も、「たとえ地方レヴェルであった。 が生じはいるのを政権は有しないという前提に立って を対国人のきわめて多い地域の場合には地方 の自同性を要請する民主権との関係について言及し を保外国人(定住外国人ではない」(初宿・法教 の自同性を要請する民主権との関係であるが、など解 が生じばいあり、国民主権との関係で を別国人ではない」「初宿・法教 の自同性を要請するとは、その趣旨にかるるで を別国人ではない」(初宿・法教 の自同性を要請すると対かは、地方自治であると を別面であるとが、国題籍 できであるという見解が主張される。 を保外国人)には、地方自治であるが、 を解 が生じばいるの方自治であっても、 の自同性を要請するとは、必要 が生どが、選挙権をはじめとした。 を解 を別の原理で統治 る。 であるとは、その趣旨にかるの が着と被治者 であるとした参政 を別のにない。こ

大きいが、こうした理論を克服する時期大きいが、こうした理論を克服する時期にきているように思える(例えば萩原重をれた『国民』の信託により国権を行使するのだからその者の「国民」の信託により国権を行使するのだからその者の「国民」の信託により国権を行使するのだがらその者の「国民」の信託により国権を行使するのに発達した成熟した人格となることを可に発達した成熟した人格となることを可に発達した成熟した人格となることを可に発達した成熟した人格となることを可に発達した成熟した人格となることを可に発達した成熟した人格となることを可に発達した成熟した人格となることを可に発達した成熟した人格となることを可に発達しての人類の直託をうけているどうかが問題なのである」。

〈参考文献〉

本判決の評釈として
本判決の評釈として
本判決の評釈として
本判決の評釈として
本判決の評釈として
本判決の評釈として

教 授)

の改正 である」ので、

により、

上級公務員たる「官吏」一九九三年の連邦官吏法

の国籍要件も撤廃され、

EU加盟国の国

民意思の形成ではなく、

その実施が重要

った。スウェーデンやアイルランドで民 (EU市民) も原則として任用可能とな

これに対し、

国民主権原理を憲法に明記

を求める国民主権原理から説明される。最終的な意思決定が国民に由来すること

被選挙権を国民に限定することは、

国の

導く大前提には、

みられる。

一般に、

主権原理から、公務就任権おいて整理した点にある。

公務就任権の国籍要件を

しかし、

国民

そもそも論理の飛躍が 国会議員の選挙権・

# 6 総 国人の公務就任権

求事件) 東京高裁平成九年一一月二六日判決 (平成八年行7)第六二号管理職選考受験資格確認等請

(高民集五〇巻三号四五九頁、判時一六三九号三〇頁)

# 〈事実の概要〉

を理由とする損害賠償を求めた。認と、過去二度の受験を拒否されたこと職選考試験の受験資格を有することの確度および一九九六年度に実施される管理 られなかった。そこでXは、ていないことを理由として、 験しようとしたところ、 れた課長級の職への管理職選考試験を受九九四年度および一九九五年度に実施さ 東京都(被告・被控訴人)に採用され、一控訴人)は、一九八八年に保健婦として 韓国籍の特別永住者であるX 日本国籍を有し 一九九五年 (原告

別冊ジュリスト

っぱら学術的・技術的な専門分野の事務っぱ、外国人が就任可能なのは「上司の命は、外国人が就任可能なのは「上司の命は、外国人が就任可能なのは「上司の命を受けて行う補佐的・補助的な事務、も未確定であるため、確認の利益がないと みであり、一については、 して請求を棄却した。一審判決後、一九等に従事する地方公務員」に限られると 一九九六年度試験実施要綱が、一九九五年度試験が実施ず

原審である東京地裁は、受験資格確認

理」の解釈を各自治体に委ね、公務員の籍を必要とする」いわゆる「当然の法 れている中、本控訴審判決は下された。国籍要件の見直しが多くの自治体でなさ ずさわる公務員となるためには、 行使または公の意思の形成への参画にた九六年一一月に自治大臣が、「公権力の

### 員

## 一部認容。

で行使する公務員」、第二に「公権力を 開の根本に関わる職務に従事する公務員 用の根本に関わる職務に従事する公務員 相の根本に関わる職務に従事する公務員 である立法、行政、司法の権限を直接 を要請している」。国の公務員は、その を要請している」。国の公務員は、その を要請している」。国の公務員は、その を要請している」。国の公務員は、その を要請している」。国の公務員は、その を要請している」。国の公務員は、その を要請している」。国の公務員は、その を要請している」。 するのではなく、我が国の統治作用が実いてのみ日本国民が関与すれば足りると とは、 の基本原則として採用している。 「憲法は、国民主権の原理を国家統治 単に公務員の選定罷免の場面につ 又は公の意思の形成に参画するする公務員」、第二に「公権力を⇒立法、行政、司法の権限を直接 このこ

日本国

は、「その職務の内容、権限と統治作用統治作用に関わる第二の種類について上許されない」。この点、間接的に国の民主権の原理に反するものとして、憲法 低く、外国人がこれに就任しても、国民用に関わる蓋然性及びその程度は極めては、その職務内容に照らし、国の統治作 原理に照らし、外国人に就任を認めるこ的に検討することによって、国民主権のとの関わり方及びその程度を個々、具体 い」。 主権の原理に反するおそれはほとんどな ある。これに対し、第三の種類の公務員めて差支えないものとを区別する必要がとが許されないものと外国人に就任を認

「原則的に妥当する」。「憲法第八章の地「原則的に妥当する」。「憲法第八章の地方自治に関する規定は、民主主義社会における地方自治に関する規定は、民主主義社会における地方自治の重要性にかんがみ、住民の日常生活に密接な関連を有する公共民の日常生活に密接な関連を有する公共により、「原則的に妥当する」。「憲法第八章の地「原則的に妥当する」。「憲法第八章の地「原則的に妥当する」。「憲法第八章の地」。「原則的に妥当する。」 障しようとする趣旨に出たものと解さ 地方公務員につ いて

これに就任することを認めることは、国を要し、法律をもってしても、外国人が これに就任するには日本国民であること 作用に直接に関わる公務員であるから、る。第一の種類については、「国の統治 事する公務員」とに大別することができ ら学術的・技術的な専門分野の事務に従 て行う補佐的・補助的な事務又はもっぱわる公務員」、第三に「上司の命を受けことによって間接的に国の統治作用に関 具体 うことができる」。 類は広く、 特別永住者等の地方公務員就任につい がって、我が国に在住する外国人、 が望ましいものというべきである。 せ、また、自らこれに参加していくこと方公共団体の公共的事務の処理に反映さ 意思を日常生活に密接な関連を有する地接な関連を有するものについては、その 居住する区域の地方公共団体と特段に 住する外国人であって特別永住者等それ、右趣旨にかんがみれば、我が国に ばく、その機会は多くなるものといおのずからその就任し得る職務の種国の公務員への就任の場合と較べ 体と特段に密永住者等その、我が国に在 特に した て

の管理職への昇任の途を閉ざすものであ会を奪うことは、外国籍の職員の課長級外国籍の職員がら管理職選考の受験の機 項に違反する違法な措置である」。 ものも存在するというべきであるから、 籍の職員に昇任を許しても差支えのな る程度の弱い管理職も存在する」。 く、地方公共団体の行う統治作用に関わ公の意思の形成に参画する蓋然性が少な フとしての職務に従事するにとどまるなら専門的・技術的な分野においてスタッ して、「課長級の管理職の中にも、 地方公務員の「管理職であっても、 公権力を行使することなく、 憲法第二二条第一項、第一四条第一 また、 の な 外 か く ッ専

る一方で、従来の「当然の法理」を限定して公務就任権の問題を正面から説示すー 本判決の特徴は、外国人の人権と

れ」ないと定めている。 ある。憲法三一条は「何人も、法律の定める手続によらなければ」、「自由を奪は、法治主義の理念からいっても疑問では、法治主義の理念からいっても疑問で は、法治主義の理けから、公務員のによることなく、 就任」エコノミクス二巻一号)。 七七号、同「ヨーロッパにおける外国人の公務 「外国人の公務就任と国民主権原理」九大法学 において名誉ある地位を占めたい」とす る憲法前文の理念に反する(参照、 公務員の国籍要件を導く論法となく、憲法の国民主権原理だ また、 近藤敦 法令

総 論

的に適用し、日本国籍要件の可否につ

に分け

**沿けながら、国民主権原理との関係に公務員を三種類(実質的には四タイプ)** 

理」の原型は、天皇主権の明台となって、民も就任可能である。また、「当然の法はが明文で定める場合であり、そうでな律が明文で定める場合であり、そうでなも、公務員の国籍要件は、別に憲法や法も、公務員の国籍要件は 本判決の最大の問題点と指摘されているる定式への警戒感が皆無であることが、が自由を制約する切り札として用いられ約されると説明する。しかし、国民主権 開二八頁)。 むしろ、立憲主義に根ざした課題」 田村武夫ほか編・憲法の二一世紀的展 る。本判決は、国民主権原理により、制事由を何に求めることができるかであが、外国人に保障されていてい (樋口陽一「日本の人権保障の到達点と今後の 権を援用することはできないはずである な立法裁量の法価値を否定する文脈で主 立憲主義の論理からいえば、人権に有利 冊付録)五頁)。権力の制限を本質とする 考受験訴訟」判例セレクト97 (法教二一〇号別 体の統治作用―外国人公務員東京都管理職選 頁。 る 本判決も、近時の有力な学説も認めてい業選択の自由の問題となりうることは、 で (石川健治「外国人の公務就任権と地方公共団 あっても、 (浦部法穂・憲法学教室Ⅱ 外国人に保障されないことの正当化。問題は、例外的に、職業選択の自由(補部法穂・憲法学教室Ⅱ〔新版〕 二三九 公務員という職業を選択する自由 原則として憲法二二条の職

15 外国人の公務就任権

ば、「自国の主権を維持」することの本の比較法および国際協調主義からすれ

ショナリズムの問題にすぎない。

るデモクラシ

の問題ではなく、

むしろ

今日

みられ、

国民主権原理の本質要素であ

ョナリズムにいつまでも固執すること にまで国籍要件を課す、「偏狭」なナシ質とは直接に関係のない地方公務員の職

> ば、憲法 は、憲法二二条により「何人も、公益としては、憲法二二条により「何人も、公共のは、憲法二二条により「何人も、公共の 三・四号二四〇頁)。 (近藤敦「居住権と正規化」エコノミクス四巻 く制約のみが許されると解すべきである員職を選択する利益との比較衡量に基づ の安全保障上の必要性と個人の当該公務 いわば立憲性質説に立つなら

が問題になっている関係からもっぱらいずしも明確ではない(岡崎勝彦・外国人必ずしも明確ではない(岡崎勝彦・外国人の助言と勧告を行うスタッフ職」を区への助言と勧告を行うスタッフ職」を区への助言と勧告を行うスタッフ職」を区 ないのに、「公の意思の形成への参画」をいのに、「公の意思の形成への参画を入上禁じてい極的な決定権への参加を憲法上禁じているの。」を報告の選挙権を通じた事案の究正九頁―本書15事件)が、永住者等に地 職とライン職に区別した点にある。ただの場合は第二の種類の公務員にあたる。の場合は第二の種類の公務員にあたる。の場合は第二の種類の公務員にあたる。 思の形成とい ことは整合性を欠く。 という制約基準を本判決が維持して (最三小判平成七・二・二八民集四九巻二号六しかし、地方選挙権に関する最高裁判決 「公の意思の形成」のみが問題とされる。 È 根拠なしに、 「決済権を有するライン職」と「それ川崎市その他の自治体の実務を反映 公務就任の制約基準を導こうとする 公務員の類型につ 憲法の国民主権原理だけか う不明確な概念で昇進区別 いては、 公の意 法令の

るはずである。ただし、生活保護の実施する方が国家公務員との区別が明瞭になは適用せず、公権力の行使だけを基準とへの参画という制約基準を地方公務員に 政権と国籍一七五頁以下)。のルール化が待たれる(近藤敦・外国人参り、「永住市民」の有する「永住市民権」 国民と外国人という二分法に無理があ ら日本も早く卒業することが望まれる。 からみれば当然でないルールその 「当然の法理」という、 向」自治総研二三九号四〇頁)。 根本的には、 崎勝彦 = 笹岡克比人「外国人職員任用の新動に含める自治体の実務も問題が多い(岡 などの形式的行政処分をも公権力の行使るはずである。ただし、生活保護の実施 必要がある。たとえば、公の意思いうならば、具体的な基準の違い 必要がある。たとえば、公の意思の形成いうならば、具体的な基準の違いを示す就任し得る職務の範囲が広いと本判決が 公務員については、国家公務員よりも 関東学園大学法学紀要一五号一八頁)。 ろう(田中清定「外国人の公務就任について」 の合理性を導くことは容易ではないであ 今日の西欧諸国 (岡 か

## 〈参考文献〉

馬大法学四二巻四号 験拒否の合憲性」労旬一四四二号二六頁 験拒否事件(東京都)」判自一七七号 問崎勝彦「外国人の地方公務員任用判例の動向」 職担否の合憲性」労旬一四四二号二六頁 職担否の合憲性」労旬一四四二号二六頁 成九年度重判解(ジュリー一三五号)八頁西浦公「自治体管理職選考における国籍条項」平本文中に引用したもののほか

敦 助 教 授)